

砕石及び砂利の出荷基準の検討について

平成 24 年 3 月 22 日
経済産業省製造産業局
住宅産業窯業建材課

福島県の一部建築物等において、周辺より有意に高い線量が測定されている。これは、建築物の基礎（コンクリート）等に、年間推定積算線量が 100mSv を超える地域（浪江町）の採石場（以下「当該採石場」という。）の砕石が材料として使用されたことが原因である可能性が高いと考えられている。

当該採石場は現在は操業を停止しており、当該採石場の砕石は東日本大震災以降、計画的避難区域に設定される前に出荷されたものである。内閣府及び経済産業省等では、当該採石場の砕石を用いた工事箇所を特定し、順次測定を行っている。

今般、経済産業省では、「砕石及び砂利の出荷基準に関する専門検討会」を開催し、学識経験者、関係業界等の専門家の意見を聴きつつ、本年 2 月から 3 月にかけて、砕石及び砂利（砂も含む）の出荷基準に関する検討を行い、別添のとおり、「砕石及び砂利の出荷基準」をとりまとめた。

専門検討会では、砕石や砂利はもともと自然界に存在する放射性物質を含んでいることや、1000Bq/kg レベルまでは放射線防護上の安全性について必ずしも問題となるものではないという意見があった。一方で、今回の出荷基準では、サンプリングでの測定であること、出荷の段階で必ずしも使用箇所が特定できないものもあること、風評被害を抑止すること等の視点も踏まえ、「放射性セシウム平均濃度で 100Bq/kg」という暫定基準値を採用した。

また、除染等の作業手順は現場に即した柔軟な方法を提示することや、サンプル測定は現実的に対応可能な測定頻度が望ましいなどの意見もあった。具体的な作業手順や測定方法・頻度等については、これら意見等を踏まえ、出荷基準の細則で定める。

本出荷基準は、当面の間、適用することとし、今後、必要に応じ見直しを行うこととする。

砕石及び砂利の出荷基準

1. 対象製品

砕石及び砂利（砂及び真砂土を含む）を対象とする。

2. 対象地域

当面の間、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場を対象とする。

3. 作業手順

対象製品を製造し出荷する事業者は、製品の放射線量を低減化させるため、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際は、以下の作業を行うこととする。

- ・ストックヤード、プラント、重機、車両等を可能な限り除染する。
- ・平成23年4月以降に採取していない場所については表層を少なくとも5cm以上除去した上で岩石を採取するなど、適切な措置を講ずる。

4. 暫定基準値

対象製品を製造し出荷する事業者は、当面の間、定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、放射性セシウム平均濃度（Cs134及びCs137の合計値）が100Bq/kg以下であれば出荷可能とする。

ただし、対象地域における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品については、当面の間、定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、表面線量率が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下であれば出荷可能とする。

なお、継続して暫定基準値を下回る場合は、測定頻度を下げることができる。

5. 細則

上記に定める事項のほか、必要に応じ基準の細則を定める。

専門検討会名簿及び検討の経緯

1. 専門検討会名簿

<有識者等>

井上 勝次 社団法人日本砕石協会 会長
大塚 尚寛 岩手大学 教授
木村 英雄 独立行政法人日本原子力研究開発機構 研究主幹
高橋 徹 社団法人日本砂利協会 会長
田中 知 東京大学大学院 教授
辻 幸和 前橋工科大学 学長
宗像 忠人 社団法人福島県採石業協会 会長
米原 英典 独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター
規制科学研究プログラム プログラムリーダー

<関係府省等>

内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
経済産業省 商務情報政策局 生活文化創業産業課 日用品室
福島県 土木部 技術管理課

<事務局>

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課

2. 検討の経緯

第1回 2月15日(水) 16:00~18:00

議題 : ① 主旨説明
② これまでの調査結果について
③ 砕石及び砂利の出荷基準(事務局素案)について
④ その他

第2回 2月28日(火) 16:00~18:00

議題 : ① 意見聴取
② 砕石及び砂利の出荷基準(案)について
③ その他

パブリックコメント(3月1日(木)~10日(土))

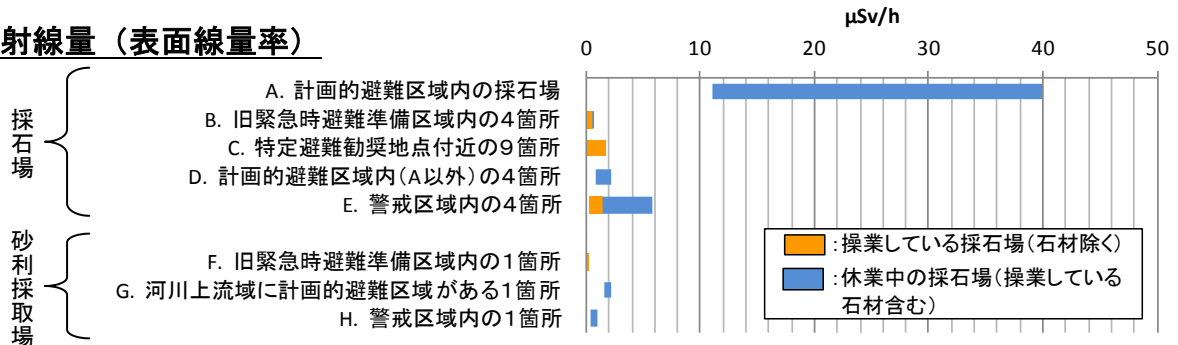
第3回 3月22日(木) 15:30~17:30

議題 : ① パブリックコメントの意見に対する回答について
② 砕石及び砂利の出荷基準のとりまとめ
③ その他

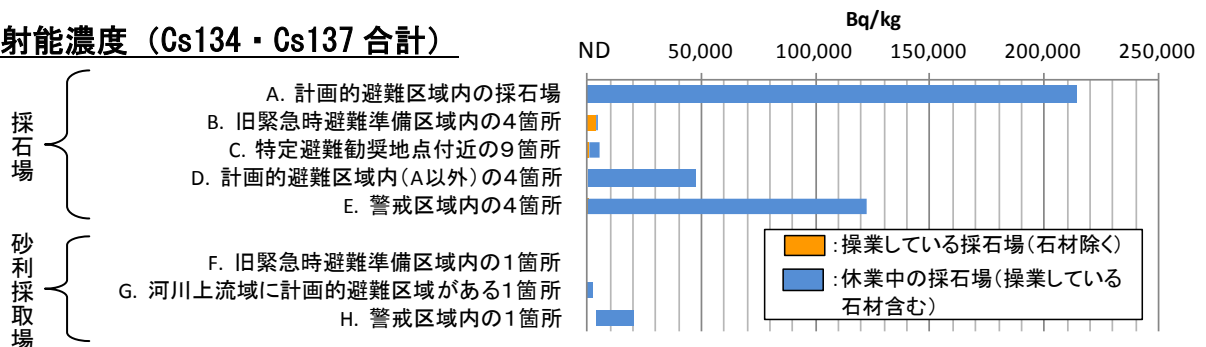
計画的避難区域等の採石場及び砂利採取場の調査結果

計画的避難区域等の採石場・砂利採取場について、国・福島県が平成 24 年 1 月に調査を行った。

放射線量（表面線量率）



放射能濃度（Cs134・Cs137 合計）



(注)

- ・ Aは計画的避難区域内の浪江町の採石場。
- ・ 調査対象 28 箇所のうち、積雪の影響により、立入調査が出来なかった 2 箇所及び石の試験サンプルが採れなかった 1 箇所を除く、25 箇所の測定結果。
- ・ それぞれ、ストックヤード又は採石場・砂利採取場の測定値。
- ・ 操業中（石材除く）： Bのうち 2 箇所、 Cのうち 7 箇所、 Eのうち 2 箇所、 F。
- ・ 操業中（石材除く）のうち 100Bq/kg 超： Bのうち 2 箇所、 Cのうち 1 箇所、 Eのうち 1 箇所

以上の調査結果から、

- A（現在操業停止中）のみが放射線量が極端に高い、
- 計画的避難区域で操業中の 1 箇所は、石材（墓石等（屋内保管））である、
- 警戒区域で操業中の 2 箇所は、域外への出荷はない、

ため、現在出荷されている砕石等の放射線防護上の懸念は小さいと考えられる。

(注) 石材（墓石等）については、原石を屋内で切削・洗浄等しているため、仮に原石に放射性物質が付着していても除去されると考えられることや、念のため原石の持ち出し時に県の放射線検査を受けていることから問題は生じないと考えられる。

また、過去に出荷された砕石等についても、多数の工事箇所で測定調査を行ったが、Aの砕石を使った工事箇所以外では周辺と比べ有意に高い放射線量は確認されていないため、Aの砕石以外は放射線防護上の懸念は小さいと考えられる。

福島県地図



会津地方

(17市町村)

中通り

(29市町村)

浜通り

(13市町村)